

平成14年7月22日

各位

会社名 住友信託銀行株式会社  
代表者名 取締役社長 高橋 温  
(コード番号 8403:東証・大証1部)  
問合せ先 広報室 中藤・橋本  
(TEL 03 3286 8146)

### ストックオプション(新株予約権)割当に関するお知らせ

当社は、平成14年6月27日開催の当社第131回定時株主総会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21に基づき決議致しました新株予約権の発行について、本日開催の取締役会において下記のとおり具体的な条件を決定致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

- |                               |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 1. 新株予約権の発行日                  | 平成14年7月23日                         |
| 2. 新株予約権の発行数                  | 2,514個(新株予約権1個当りの目的となる株式数1,000株)   |
| 3. 新株予約権の目的となる株式の種類           | 当社普通株式                             |
| 4. 新株予約権の発行価額                 | 無償                                 |
| 5. 新株予約権行使に際して払込む金額           | 平成14年7月23日に確定する。                   |
| 6. 新株予約権の行使により発行または移転される株式の総額 | 平成14年7月23日に確定する。                   |
| 7. 発行価額中の資本組入れ額               | 平成14年7月23日に確定する。                   |
| 8. 勧誘の相手方及びその人数               | 当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者の合計426名に割当てる。 |

#### 【ご参考】

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| (1) 定時株主総会付議の為の取締役会決議日 | 平成14年5月24日           |
| (2) 定時株主総会の決議日         | 平成14年6月27日           |
| (3) 新株予約権の行使期間         | 平成16年7月1日~平成18年6月30日 |

以上

## (注意事項)

### (1) インサイダー取引規制に関して

証券取引法第166条3項および4項、並びに同法施行令第30条の規定により、当社ホームページ (<http://www.sumitomotrust.co.jp>) および当社からの E-Mail 等を通じて重要情報を入手した場合には「会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者」と看做され、当社が施行令第30条1項に基づき報道機関に対し重要情報を公開(日本時間 平成14年7月22日午後5時00分)した後、12時間以内に当社株の売買を行うことは、インサイダー取引規制の適用対象となります。したがって当社株の売買を行うに当たり、同規制に抵触することのないよう十分にご留意願います。